

❖よくある質問❖

Q 1 受付日を過ぎてしまったが、一斉入所の申込みは受け付けてもらえるの？

A 1 2次選考以降の選考対象となります。1次選考で募集人数に達しなかった園や、追加で空きの出た園について追加選考を実施します。2次選考受付期間や募集情報については、区ホームページにて公表予定です。

Q 2 令和6年度の申込みをすでに出しており、待機となっているが、また申し込まなければならないの？

A 2 申込みは年度単位となりますので、来年度分として新たな申込みが必要です。

Q 3 申し込み時点で生まれていなくても申し込めるの？

A 3 4月1日に入所可能月齢（母子手帳の出産予定日を起算日）に達するのであれば、住吉区の施設を希望する場合は受付します。ただし、区によって取扱いが異なりますので、区外の施設を申し込む予定（※Q5参照）の方は対象施設の所在区に直接確認してください。令和7年5月以降に入所可能月齢に達する場合は、一斉入所の受付期間での受付はできません。令和7年度途中入所申込の対象となりますので、年度途中の入所申込みをする場合には出生後しか受付できません。

❖よくある質問❖

Q 4 住吉区内の保育所（園）・認定こども園しか申込みできないの？

A 4 住吉区に限らず市内全区の申込みができます。他市町村の保育所も希望できますが、住吉区で受付・面接を行ったのち、その市区町村での受付期間中に受付窓口へ必着するよう送付する必要があるため、余裕を持って申し込んでください。また、市区町村によっては申込みできない場合がありますので、対象の市区町村に事前に確認しておいてください。

Q 5 今は他市に住んでいるけれど、住吉区内の保育所（園）・認定こども園に申込みできる？

A 5 申込みできます。申込み時点で住民登録のある市区町村へ申込書を提出してください。

※他市町村の受付窓口を通じて申請される場合は、受付期間内（10月15日）に当区に届くよう、くれぐれもご注意ください。

Q 6 どこの保育所が入りやすいの？

A 6 年によって申し込み状況が異なるため、一概には言えません。令和7年度の利用予定人数は、住吉区ホームページ（9月9日より公開予定）などを参考にしてください。

Q 7 今、仕事をしていなくても申し込めるの？

A 7 就職することを前提に求職活動という要件で申込みができます。ただし、認定期間は認定開始から90日を経過する日の月末までで短時間認定となります。また、基本点数も就労等と比較すると低く設定されています。仕事をしていない理由が「下の子の育児がしたいから」など、保育に欠けると認められない方は申し込みできません。

❖よくある質問❖

Q 8 令和6年度分として提出した就労証明などを令和7年度分として使えない？

A 8 原則、新たな証明書の提出が必要です。ただし、令和6年度分と令和7年度分を同時申請する場合、令和7年度分の就労証明であれば1通でもOKです。ただし、令和6年度、令和7年度分とも申込書は1部ずつ必要です。

Q 9 保育所、認定こども園、幼稚園の違いを教えてください？

A 9 次のページ、「新たに保育所、認定こども園、幼稚園等を利用される方へ（子ども・子育て支援新制度）」をご覧ください。